

プール アメニティ

創刊号

発行日 平成5年4月20日

発行者 社団法人日本プールアメニティ施設協会

東京都千代田区神田錦町1-10
TEL 03-3292-2977
FAX 03-3292-3236

社団法人日本プールアメニティ

施設協会設立によせて

厚生省生活衛生局長

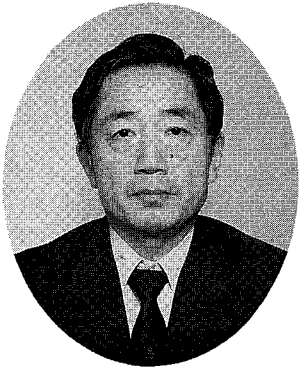
柳沢健一郎

近年、生活の質の向上が求められている中で、プールに対する国民のニーズは多様なものとなり、教育や体力向上の場のみならず、憩いやレジャーの場、そして健康増進の場として、また失われた機能を回復するリハビリテーションの場として、幅広く活用されるようになってきております。

こうした中で、プールの衛生水準や快適性についても、より高い水準が求められるようになり、厚生省といたしまして、昨年、プールの衛生基準に関するこれまでの基準を全面的に見直し、内容を大幅に拡充した新しい基準を通知し、これに基づいて指導を行なっているところであります。

このような時期に、プールの設置管理を行なう事業者やプール機器メーカー等の関係者が一堂に会して、プールの衛生水準及びアメニティの向上に関する調査研究等を行なうことを目的として、社団法人日本プールアメニティ施設協会が設立されたことは、まことに時宜を得たものと考えます。

今後、貴協会におかれましては、プールの水質基準、施設基準及び維持管理基準をプール運営の現場に広く反映させるよう努力されることが求め、よりよいプールの設備機器



柳沢局長

を願ってやみません。

最後に、貴協会の皆様方のより一層のご健勝と益々の発展を祈念いたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。

平成五年度を迎えて

会長 竹中浩治

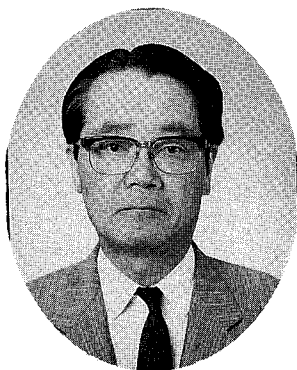
社団法人日本プールアメニティ施設協会の会長を仰せつかっております竹中浩治でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

国民の健康志向の高まりや週休二日制の実施による余暇時間の増加などにより、教育や体力向上の場のみならず、憩いやレジャーの場、健康増進の場としてプールの利用が著しく高まってきております。したがって、プールの衛生管理や快適性についても、より高い水準が求められるようになり、厚生省におかれましては、昨年、この度のプールの衛生基準を全面的に見直し、内容を大幅に拡充した新しい基準を制定し、これに基づいて指導を行ってまいります。

当協会は、このような時期に、プールの設備管理を行なう事業者やプール機器

メーカー等の関係者が相集って、プールの衛生水準及びアメニティの向上に関する調査研究、情報提供、プール衛生管理者、関連設備取扱技術者に対する講習会の実施、プール関連衛生設備に関する機器規格の作成及び規格適合機器の認定等を行うことを目的として、昨平成四年十一月に設立許可された社団法人であります。健康増進のためのスポーツや遊泳関係の公益法人としては、既に財団法人日本健康スポーツ連盟や社団法人日本スイミングクラブ協会などがありますが、これら先輩団体との友好的協力のもとに、プールの衛生水準やアメニティの向上を図り、それを通じて我が国の公衆衛生の発展と国民の健康増進に寄与してまいりたいと考えております。

私事で恐縮ですが、今から約二十五年位前に、私は



当時の厚生省環境衛生局長（現 生活衛生局長 企画課）に課長補佐として在職し、今回の改正前の、最初の遊泳用プールの水準基準、施設基準、維持管理

かつて、プールについても衛生上の安全の確保に重点があり、アメニティという考え方や方策にはほとんど注意が向けられていなかったように思います。それから四半世紀、他の問題でもそうですが、現在では衛生面や安全についての対策は当然のこと、そのうえでアメニティ面についてもある程度満足のいく状態が求められています。これも国民の認識と生活水準の向

基準等の作成を担当いたしました。戦後の経済発展の進行のなかで、大気や水質の汚染、いわゆる公害が進行し、公害対策に国民の関心が集中していた頃ですが、屋外の汚染と同時に、ビルやプールのような屋内の環境浄化にも努力が向けられつつある時期でした。した

上の反映で、喜ばしいことだと思っております。

当協会は設立後まだしばらくの間に、大気や水質の汚染、いわゆる公害が進行し、公害対策に国民の関心が集中していた頃ですが、屋外の汚染と同時に、ビルやプールのような屋内の環境浄化にも努力が向けられつつある時期でした。した

現在当協会に正会員として加入していただいているのは三九社であります。当協会の目的や事業が業界に広く普及していくためには、できるだけ多くの関係会社に参加していただくことが必須だと考えております。

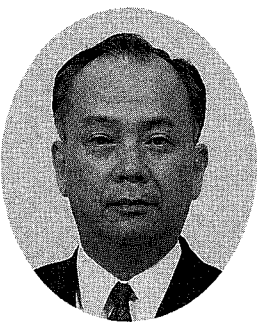
本年度中には正会員六五社、さらに協力会員二五〇社の獲得を目標としております。会員会社の増加に、関係の方々の特段の御努力、御尽力をお願いいたします。

本平成五年度は、当協会の将来を左右する重要な年度であります。本年度の活動を通じて、当協会の今後の発展を確保できるように会員の御協力、御援助をお願いいたします。

プールアメニティ

の推進を

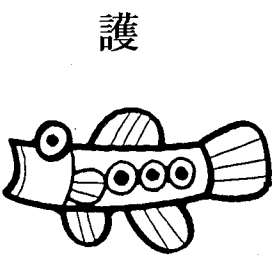
副会長 衛藤護



先ず海外・国内の文献調査を実施し、ドイツ、英国、スイスのプール設備・水質に関する基準について整理し、方向性を検討しました。この文献調査結果を踏まえ、プールの実態調査を実施し、アメニティ・プールモデル設計計画案作成のモデルの概念を形成し、ガイドライン案及びモデル設計2例を作成するなど形のあるもの

を作りしました。更に、オゾン・紫外線機器に関して業界有力企業を中心に、安全性・有効性に関するデータを集め、プール基準検

討会に提出するなどのガイドライン案に従って、設置したプールの維持管理メンテナンス基準案を作成しまし



今期、厚生省生活衛生局長の局長通知の遊泳プールの衛生基準（平成4年4月）に示された新規技術について、実施段階での詳細な基準の作成や実装の調査・効果確認、型式認定等について当協会が役割に立つことが出来るような体制を早期に確立するべく、努力したいと考えております。

健泳

日本は南から北へ細長い国であるため、桜も三月中旬から五月中旬まで各地で楽しめる。同じ様に泳ぐことも天然の水（淡水、海水）で一年中泳げる地域から、わずかに数ヶ月しか泳げない地域まである。様々な工夫をこらして、泳げる期間を出来るだけ長くしようとする努力が積み重ねられてきた。産業革命以降具体化する速度が早くなり、室内プールが各国でつくられ、コミュニケーションの中心となった。まさに遊泳の場として存在したわけである。一方泳ぐことは古くから歩くことと同様に人の行動方法として認識され、「速く」をテーマに訓練が行われてきた。特に近代オリンピックの競技種目になってからは、「速く」に重点をおいた競技主体の泳ぎが中心となり、コミュニケーションの中で役割や、有酸素運動としての活用が少なくなった。

平均寿命の延長や、労働可能年令の上昇にともない健康の維持が重要視されはじめた昨今、遊泳が見なおされていく。健康増進、体力増強の手段として、安全にかつ専門的なトレーニングが多数ある有酸素運動として、健康の町づくり活動などでもとりあげられていく。快適な環境で遊泳出来るための第一は、衛生的であることであり、第二には、楽しくリラックス出来ることである。厚生省プールアメニティプロジェクト研究会の成果を活用し、遊泳プールの快適性IIアメニティを向上させるための努力を関係各位にお願いする次第である。

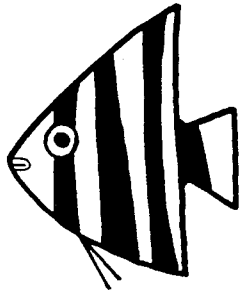


平成4年度経過報告

社団法人設立前

社団法人許可迄の主な経過を簡単にまとめました。

平成四年九月一日
事務所開設
千代田区神田錦町一十一
第一ハヤシビル三F
TEL
〇三三三二九二二九七七
FAX
〇三三三二九二二三三六
平成四年十月十六日
事務局長就任
平成四年十一月二日
社団法人 日本プール
アメニティ
施設協会設立許可申請書
提出
平成四年十一月四日



平成四年十一月二十五日許可

社団法人設立後

社団法人が厚生大臣より許可され当協会も法人格を取得し公式の活動を開始致しました。

平成四年十一月二十五日
社団法人 日本プールアメニティ施設協会設立許可
厚生大臣より許可書交付
建築物環境衛生担当者研修会(厚生省)
平成四年十二月三日
法人登記
平成四年十二月十一日
遊泳用プールの衛生管理者について
厚生省生活衛生局企画課長通知
平成四年十二月十四日
十二月十五日

第一回理事会

講習会一六名受講
大阪厚生年金会館

総会に先立って理事会が開催され学術委員会の各委員長、常任理事の選任が行なわれた。

第一回理事会次第
日時 平成五年一月二二日
(金)一六時三〇分
場所 千代田区大手町
一七二二
サンケイ会館六〇一号室

- 一、開会の辞
- 二、会長挨拶
- 三、議長挨拶
- 四、議事録署名人選任(理事二名)
- 五、一般経過報告
- 六、議案審議
- (一) 第一号議案
平成五年度事業計画・収支予算案承認の件
- (二) 第二号議案
評議員選任承認の件
- 七、閉会の辞

第一回総会

厚生省生活衛生局企画課中西課長、大井田課長補佐を来賓にお迎えし、第一回総会が開催された。平成五年度事業計画、収支予算案が理事会にて承認された。また評議員が選任承認された。評議員は会長の諮問に依りて評議し意見を述べる機関であり、協会の運営に深くかかわる組織である。

評議員会は今後毎月定期的に開催され、会長の業務をサポートし、理事会の運営をカバーする役割を持つこととなる。

始まったばかりの協会であり組織拡大充実に向けて多くの仕事を消化しなければならぬ。事務局の会員とのパイプ役をはたすだけでなく、適正な運営がなされるよう評議員会に期待される部分は非常に大きい。総会終了後懇親会が行なわれ、厚生省生活衛生局長柳沢健一郎様、厚生省官



来賓を代表して祝辞を述べる厚生省生活衛生局中西企画課長

房長 多田宏様、環境庁環境保健部長 松田朗様他多数のかたがたから当協会の目指す健康の町づくりなどに期待するはげましの言葉がよせられた。

第一回 総会次第
日時 平成五年一月二二日
(金)一七時一五分
場所 千代田区大手町
一七二二
サンケイ会館六〇一
号室

- 一、開会の辞
- 二、会長挨拶
- 三、来賓挨拶
- 四、役員紹介
- 五、議長選任
- 六、議長挨拶
- 七、議事録署名人選任(会員二名)
- 八、一般経過報告
- 九、議案審議
- (一) 第一号議案
平成五年度事業計画・収支予算案承認の件
- (二) 第二号議案
評議員選任承認の件
- 十、閉会の辞



協会概要

(一) 目的

近年のプール利用形態の多様化、プール関連技術の進歩等遊泳用プールを取り巻く状況変化を踏まえ、プールの衛生水準及びアメニティの向上を図るため、調査研究、情報提供等所要の事業を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(二) 会 員

この法人の会員は、次の四種とする。

一、正会員 プール事業の運営、プールの施設設備の製造販売管理又はプールの建設を営む個人又は団体で、この法人の目的に賛同して入会したもの

二、学術会員 プールに関連した学術的な研究を行っている者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

三、協力会員 プール事業の運営又はプールの施設設備の販売管理を営む個人又は団体で、この法人の事業を賛助するため入会したもの

四、名誉会員 この法人に功労のあった者で、総会において推薦されたもの

(三) 役 員

会 長 竹中 浩治
(財)厚生年金事業振興団
常務理事
副会長 衛藤 護
三菱電機(株) 取締役
専務理事 石塚 昭
事務局長

常任理事 高橋 徹
(有)後援代表取締役(プール管理コンサルタント)
理事 野崎 貞彦
日本大学医学部教授
(財)日本健康スポーツ連盟理事長
井上 宇市
元 早稲田大学教授
昭和田大学薬学部教授
木原美知子
ケイアンドエムインターナショナル(株)
代表取締役
北山 雄造
(株)フジタ
取締役副社長
小森谷祐広
栗田工業(株) 取締役
森田 豊治
荏原インフィロコ(株)
取締役
渡辺満寿美
住友精密工業(株)
常務取締役
滝田 信彦
キリンビール(株)
関連企業部長
石原 悟
(株)ビーブル
専務取締役
監 事 松崎 孝紀
ヤマハ発動機(株)
プール事業部長
竹俣 耕一
公認会計士



総会で開会あいさつをする竹中会長

厚生省生衛第980号

社団法人日本プールアメニティ施設協会 設立許可書

社団法人 日本プールアメニティ施設協会
設立代表者 竹 中 浩 治

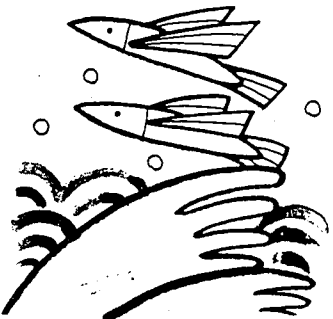
平成4年11月2日付けで申請のあった社団法人日本プールアメニティ施設協会の設立を、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により許可する。

平成4年11月25日

厚生大臣 山 下 徳 夫



総会で熱心に方針を協議する会員



プール衛生管理者講習会カリキュラム

日(曜)	講 義 科 目	時 間 割	
12月14日 (月)	開 講 の 辞	9:00～9:20	
	プールの衛生基準と関連制度	9:20～10:10	大井田 隆
	プールの事故防止対策	10:10～11:00	"
	プールの衛生	11:00～12:30	原野 悟
	休 憩	12:30～13:30	
	プールの施設	13:30～14:20	松崎 孝紀
	プールの設備	14:20～17:00	中山・小川 加藤・石井 八木下
12月15日 (火)	設備のメンテナンス		
	プール施設の計画	9:00～10:15	高島 祐三
	プール施設の設備	10:15～11:30	長島 弘典
	協会の目的と業務	11:30～12:20	石塚 昭
	休 憩	12:20～13:20	
	プールの水質管理・運営	13:20～14:10	笹野 英雄
	水質分析の実習	14:10～15:40	"
	考 査	15:40～17:00	



プール衛生管理者の役割と要件について解説する
厚生省生活衛生局企画課 大井田課長補佐



開講の辞を述べる竹中会長



講師交替時にホッと息入れる受講者の皆さん。



プールの水質管理と運営について講義する
東京都衛生研究所水質研究科長 笹野先生



プールの衛生について講義する
日本大学医学部公衆衛生学教室 助手 原野先生

平成四年十二月十一日付
厚生省生活衛生局企画課長

通知「衛企第一二二号の遊
泳用プールの衛生管理者に

ついて」に基づいて第一回
の講習会が東京にて十二月
十四日、十五日百余名を集
めて開催された。

第一回 プール衛生管理者講習会開催

平成五年度計画 組織拡充強化に向けて

- 1 組織の拡充強化
事業の趣旨普及に努め、
会員の加入促進を図る。
- 2 業務運営事業
総会、理事会等の開催
情報交換事業
行政機関等との情報交
換。
- 3 組織の拡充強化
事業の趣旨普及に努め、
会員の加入促進を図る。
- 4 機関誌の発行
協会の実施計画、各講
習会の実施計画、会員の動
静、プールアメニティ関係
資料等を掲載し会員及び関
係機関等に配布する。
- 5 講習会事業
(1) プール衛生管理者
講習会
厚生省の「遊泳用プー
ル衛生基準」に定めたプー
ル衛生管理者養成の講習会
を全国各地で開催し、遊泳
用プールの環境を衛生的で
快適なものに維持する資格
- 6 その他協会の目的達成
のために必要な事業を行
う。

事業計画表												
	平成5年						平成6年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
一般行事												
事業												
学術委員会												

遊泳用プールの 衛生管理者について

通知

衛生第122号
平成4年12月11日
都道府県各政令市特別区
衛生主官(局長)殿
厚生省生活衛生局企画課長
遊泳用プールの
衛生管理者について
「遊泳用プールの衛生基
準」について(平成4年4
月28日付衛生第45号厚生省
生活衛生局長通知、以下の
「局長通知」という。)にお
いて、遊泳用プールに衛生
管理者を置くこととされて
いるが、その設置に当たっ
ては、下記の点について御
配慮願いたい。

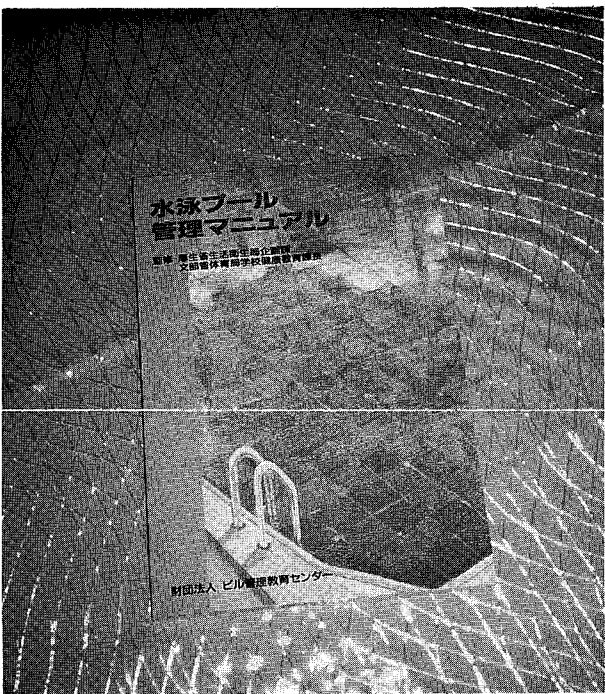
1. (1) 局長通知におい
て、プールにおける安全か
つ衛生的な維持管理の実務
を行わせるため、衛生管理
者を置くこととされている
のは、プールの衛生と安全、

施設やその運用について全
般的な専門知識を持った衛
生管理者を配置し、水質面
の管理をはじめとするプー
ルの現場における維持管理
や施設の保守点検整備の徹
底を図る必要があることに
よるものであること。

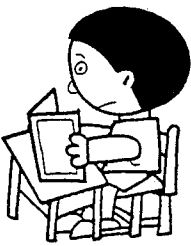
(2) 局長通知において、
衛生管理者となるものに
ついて必要とされている
「プールにおける安全及び
衛生」についての知識及び技
能については、具体的
には、主として次の5点に
関する知識及び技能である
こと。

ア プールの水質管理
イ プール設備の維持管理
ウ プール施設内の清掃
エ プールにおける疾病と
その予防
オ プール施設内での事故
防止と救護対策

2. (1) このため、プー
ルの管理責任者は、衛生管
理者を選任するに当たって



水泳プール管理マニュアル平成4年1月28日厚生省生活衛生局長通知を解説したマニュアルです。ご希望の方は当協会迄お申し込み下さい。



会員名簿 (正会員のみのみ)

平成四年協会設立

三菱電機株式会社 栗田工業株式会社 水道機工株式会社 三菱レイヨン・エンジニア リング株式会社 ミウラ化学装置株式 会社 日本フィルコン株式 会社 トリスイ株式会社 ローレル株式会社 株式会社三進ろ過工業 社 在原インフィルコ・エンジ ニング・サービス株式 会社 東西化学産業株式会社 日機装エコー株式 会社 理水化学株式会社 株式会社東工業 株式会社三協 東急設備株式会社 フジカ濾水機械株式 会社 株式会社協和産業 住友精密工業株式 会社 富士電機株式会社 株式会社サクラ ベルメック電機株式 会社 クロシンエンジニア 株式会社 荏原インフィルコ株式 会社 千代田工販株式 株式会社フジタ 西松建設株式会社 株式会社朝日工業 株式会社ビーブル キリンビール株式 株式会社テラルキョク 株式会社荏原製作所 ヤマハ発動機株式 会社 コマツ化成株式 会社 日本カーリット株式 会社 株式会社日本アルミ サンエイ工業株式 会社	東京千代田区丸の内2丁目2番3号 東京都新宿区西新宿3丁目4番7号 東京都中央区八重洲1丁目9番9号 東京都江東区木場2丁目8番3号 大阪府大阪市阿倍野区播磨町1丁目 24番24号 東京都世田谷区池尻3丁目27番24 号 東京都千代田区平河町1丁目7番7号 和歌山県和歌山市吉田332番地 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目2 番2号 東京都港区港南1丁目6番27号 愛知県名古屋市中区瑞穂区豊岡通1丁目 20番地 東京都中央区新川1丁目22番11号 東京都渋谷区恵比寿2丁目3番3号 大阪府大阪市北区南森町1丁目4番 10号 東京都港区東新橋1丁目2番14号 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野 田112番地 東京都渋谷区円山町23番2号 東京都豊島区東池袋5丁目39番15 号 愛知県名古屋市中区昭和区駒方4丁目2番 1号 兵庫県尼崎市扶桑町1番10号 東京都千代田区有楽町1丁目12番1 号 大阪府大阪市西淀川区竹島4丁目7番 32号 神奈川県横浜市石川1159番地 東京都江東区深川2丁目6番11号 東京都港区港南1丁目6番27号 東京都港区千駄ヶ谷4丁目6番15 号 東京都港区虎ノ門1丁目20番10号 東京都港区浜松町1丁目25番7号 東京都中央区銀座3丁目4番12号 東京都渋谷区神宮前6丁目26番1号 広島県福山市御幸町森脇230 トウ 東京都大田区羽田旭町11番1号 静岡県静岡市新井2500 東京都目黒区大橋1丁目6番3号 愛知県常滑市鯉江本町5丁目1番地 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 東京都千代田区内神田1丁目9番13号 愛知県名古屋市中区内田橋2丁目19 番20号
---	--

編集後記

社団法人としての公益性
を発揮する場として、情報
の提供があるのではないかと
考えています。本紙が、
プールにかかわる人々にと
って少しでも役立つものであ
らえることがあればと考えて
て編集をしていきたいと思
っています。

当面は、年四回の発刊体
制をひいて、季節的な発行
となります。

本号は創刊号として、会
長、副会長のメッセージ、
厚生省生活衛生局長柳沢健
一郎様からご寄稿をいた
だきました。

昭和62年 有力会員によ
って、「健泳の町づくり」を
テーマとし、プール施設に
ついて調査を開始。

昭和63年 厚生省保健医療
局健康増進課・生活衛生
局企画課の指導により学
識経験者・業界主要各社を
集めプールアメニティプロ
ジェクト研究会を発足。

海外・国内の文献調査を
実施し、ドイツ、英国、ス
イスのプール設備・水質に
関する基準整理した。

平成元年 前年の文献調査
結果を踏まえ、プールの実
態調査を実施。

アメニティプールモデル設
計計画案作成のモデルの
概念形成準備に着手。

平成2年 ガイドライン案
及びモデル設計2例を作成
オゾン・紫外線機器に関し
て業界有力企業を中心に、
安全性・有効性に関する
データーを集め、プール基
準検討会に提出。

平成3年 前年実施したガ
イドライン案に従って、設
置したプールの維持管理メ
ンテナンス基準案を作成。
昭和63年から平成3年の
4年間健康体力づくり財
団の委託研究費を得る。

